平成２９年（フ）第７５１号
宮城県亘理郡山元町真庭字上台110番地
債務者　岩佐　政幸
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
鳥取県米子市西福原５丁目４番48号
債務者　中村栄嗣郎
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百毛　公平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１７９４号
福岡県大野城市月の浦３丁目４番４号、前住所福岡県大野城市乙金台３丁目６番８号
債務者　財部　道男
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　博子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４１号
福岡県大野城市南ケ丘７丁目12番12号
債務者　山田　剛
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８３号
新潟市西区上新栄町２丁目２番13号
債務者　緒方　紀子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
北海道北斗市七重浜４丁目２番22号　レクサス七重浜Ａ　102号室
債務者　三上　直子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９６号
秋田県横手市上境字上間明田86番地１
債務者　髙橋　　清
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１００号
秋田県横手市十文字町腕越字山道端75番地４
債務者　細川　友子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１２３号
山形市桧町２丁目５番38号　パラゾ　ビアンコ　201号
債務者　斉藤　洋志
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２７号
山形県東根市神町東３丁目６番19―126号　ニューシティー神町、前住所山形県東根市温泉町１丁目11番２号　メゾンドベル―102
債務者　後藤　智哉
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５６号
山形市あかねケ丘１丁目17番20号　２Ｆ、申立時住所山形市城西町４丁目２番10号
債務者　田中　弘眞
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７６号
山形市荒楯町２丁目８番５号
債務者　関谷惠美子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
岡山市北区横井上1317番地９　ガーデンパークⅢ　101、申立時の住所岡山県倉敷市玉島柏島4139番地４
債務者　福田　　亮
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
岡山市北区横井上1317番地９　ガーデンパークⅢ　101、申立時の住所岡山県倉敷市玉島柏島4139番地４
債務者　福田　美帆
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
北海道北見市とん田西町375番地７
債務者　松久　了樹
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１５４１号
埼玉県上尾市大字平塚1625番地４　エル・カーサ上尾201
債務者　大渕　直美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭１番地33　戸崎ハイツ　Ｂ―102
債務者　阿部　初子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係